

# 日中韓投資協定の概要

平成24年5月  
外務省経済局

# 日中韓投資協定(概要)

## 背景

- 2003年10月 日中韓首脳会議(於インドネシア・バリ)にて、「日中韓投資協定共同研究」の開始を宣言。(2004年3月より同年9月まで4回の共同研究会を開催。)
- 2004年 9月 非公式共同研究会にて、「日中韓産官学投資モダリティ共同研究報告書」採択。
- 2004年11月 日中韓首脳会議(於ラオス・ビエンチャン)にて、投資協定に関する政府間協議の設置を確認(「日中韓三国間協力に関する行動戦略」)。2005年から6回の政府間協議を開催。協議結果を2007年1月の首脳会議に報告。
- 2007年 1月 日中韓首脳会議(於フィリピン・セブ)にて、投資協定交渉の開始に合意。
- 2012年 3月 第13回交渉会合を開催(於東京)。同月21日のフォローアップ会合(於北京)において、残された論点の調整を行い、協定条文を確定。実質的に交渉妥結。
- 2012年 5月 日中韓首脳会議(於北京)の機会に署名。

## 協定の主な規定

投資家及びその投資財産に関し、概要以下を規定。

### ◇ 内国民待遇の付与(第3条)

参入後の投資活動に関する内国民待遇を付与。協定発効の時点で存在する非適合措置(内外差別的な措置)は対象外だが、適合性の水準を更に低下させる(内外差別的な)改正はできないこと、対象外となる措置の漸進的に撤廃することを義務付けている。

### ◇ 最恵国待遇の付与(第4条)

投資許可の段階及び参入後の投資活動に関し、最恵国待遇を付与。ただし、投資の許可については、関係法令に従い締約国が権限を行使する権利を留保。

### ◇ 公正かつ衡平な待遇、十分な保護と保障の付与、締約国による投資家との契約順守義務(第5条)

### ◇ 特定措置の履行要求の禁止(第7条)

現地調達要求、輸出入均衡要求、輸出制限等の禁止。不当な又は差別的な技術移転要求も禁止。

### ◇ 知的財産権の保護義務(第9条)

### ◇ 投資に関する法制度の公表等の透明性確保義務(第10条)

### ◇ 投資財産の収用の条件及びその際の補償に関する義務(第11条)

### ◇ 送金の自由を確保する義務(第13条)

### ◇ 締約国の義務違反に関する投資家対国の投資紛争解決手続(第15条)

# 日中韓投資協定(概要)

## 意義

- ◇ 日中韓三か国による経済分野での初めての法的枠組みを構築するものであり、経済的意義のみならず、三か国間の関係強化という政治的な意義も有するもの。また、既存の二国間投資協定を踏まえ規律の整備を図ったことにより、各国の投資環境の改善を実現。
- ◇ 中国との関係では、すでに進出している日系企業の事業活動に関し、法的安定性・予見性を改善。
- ◇ 韓国との関係でも、一般的待遇や透明性に係る規定が整備され、日系企業にとっての利便性が向上。

